㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町加茂野宮字北西王地一六六六の二、一七九四の二、一八〇四の四、字旧野山二一五九の一、池田町馬路龍登八六、八七の一、八八、池田町佐野東三谷五六一の二、東祖谷落合五九三の一、西祖谷山村善徳一一二五の五、井川町西井川二二一八の三一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字石木六〇六、字内野一九八の二、二〇五の二、二〇五の四から二〇五の六まで、三九七の二の二二、三九七の二の二三、三九七の二の二五から三九七の二の二八まで、三九七の三一、四〇〇の一、四〇〇の三、四〇一の一、四〇一の二、四〇二の二の一、四〇二の二の三から四〇二の二の五まで、四〇二の二の七、四〇二の二の九、四〇二の二の一〇、四〇二の二の一二、四〇二の二の一三、四〇四、四〇五、四〇六の一、四〇六の三、四〇六の五から四〇六の九まで、四〇七の一、四〇七の六八から四〇七の七一まで、四二八の七、四二八の八、四二八の三九、四二八の四〇、字柳沢三二六の二の七一、三二六の二の七二、三五八の二の四一、三五八の二の四八、三五八の二の七四、三五八の二の七六、昼間字前山四〇五五の七、四〇五五の三三七から四〇五五の三三九まで、四〇五五の三四一から四〇五五の三五一まで、四〇五五の三五四から四〇五五の三五七まで、四〇五五の三五九から四〇五五の三七四まで、四〇五五の三七五から四〇五五の三七六の一、四〇五五の三七六の二、四〇五五の三七七の一、四〇五五の三八一まで、四〇五五の三八三、四〇五五の三八五、四〇五五の三八七から四〇五五の三九四まで、四〇五五の三九六、四〇五五の三九七、四〇五五の四〇四、四〇五五の四七二、四〇五五の四七三、四〇五五の五〇六、四〇五五の五〇八、四〇五五の五一〇、四〇五五の五一二、四〇五五の五一四、四〇五五の五一五、四〇五五の五一八、四〇五五の五一九、四〇五五の五二一から四〇五五の五二四まで、四〇五五の五二六、四〇五五の五二七、四〇五五の五三九、四〇五五の五四一、四〇五五の五四三、四〇五五の五四五、四〇五五の五四九、四〇五五の五五一、四〇五五の五五五、四〇五五の五五九、四〇五五の六一二から四〇五五の六一四まで、四〇五五の六二三、四〇五五の六六〇から四〇五五の六六七まで、四〇五五の六七一から四〇五五の六七六まで、四〇五五の六七八、足代字山分四五八九の一〇〇四の三、四五八九の一〇二三の一、四五八九の一〇三〇、四五八九の一〇八八、西庄字立石七六、七七の一、七七の二、七九の一、七九の二、八一、八二の一、八三から八九まで、九〇の一、九〇の二、九一、九二の一、九二の二、九三、九五から一〇〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字大平五四〇一の一、五四〇一の三、五四〇一の四、字上佐古五九四五の二一、五九四五の二三、字黒谷四一一一、四一一二、六二六八の三、六二六八の一五から六二六八の一八まで、六二六九の二一、六二六九の三から六二六九の八まで、六二七一の一、六二七一の三、六二七一の五、六二七一の八から六二七一の四七まで、三野町加茂野宮字旧野山二一六三の一七から二一六三の二三まで、二一六三の三二、山城町上名字松竹尾五九五、五九八の一、五九九の一、六〇〇の二、池田町州津藤ノ井三八三、三八四、三八九の三、三八九の四、三八九の六、三八九の八三から三八九の八五まで、三八九の八七、三八九の八九から三八九の九五まで、三八九の一一七、三八九の一一八、東祖谷釣井三六一の一から三六一の三まで、三六九の一、西祖谷山村有瀬五二八の一、五三〇の二、五三八の二、西祖谷山村土日浦八〇、八一、八二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平五四〇一の一、五四〇一の三、五四〇一の四、字上佐古五九四五の二一、五九四五の二三、字黒谷四一一一・六二六八の一八、六二六八の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六二六八の一八、六二六八の二一（次の図に示す部分に限る。）、六二七一の五、字松竹尾五九五、五九八の一、五九九の一、六〇〇の二、藤ノ井三八九の八四、三八九の八五、三八九の九一から三八九の九五まで、三八九の一一七、三八九の一一八、東祖谷釣井三六一の一から三六一の三まで・三六九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村有瀬五二八の一、五三〇の二、五三八の二、西祖谷山村土日浦八〇、八一、八二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町一字字赤松一〇三八、字漆日浦四〇七八の二、字河内四五一の二、五〇二、字木地屋二五一、二五二、字剪宇五四五の一・五五七・字桑平六〇五一の一・字實平六五六九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六五七二の一、六五八一・六六七五の一・六六九六の一・字白井四八七六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤松一〇三八、字漆日浦四〇七八の二、字河内四五一の二、五〇二、字木地屋二五一、二五二、字剪宇五四五の一・五五七・字桑平六〇五一の一・字實平六五六九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六五七二の一、六五八一・六六七五の一・六六九六の一・字白井四八七六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）